**発表原稿**

**概要～目的**

裁判員制度とは、国民の中から選ばれた６人の裁判員が刑事裁判に参加し、有罪か無罪かを決め、有罪の場合は刑の重さも３人の裁判官と対等に話し合って決める制度です。これについては条文集１ページに記載してある裁判員法第２条２項で定められています。裁判に国民の視点や感覚が反映されるため、司法への信頼が高まっていくことが期待されて導入されました。

ほとんどの裁判員裁判は1日5～6時間程度で、資料集２ページの図３に記してある通り、ほとんどが４日程度で終わるとされています。

また、裁判員や裁判員だった人は、「評議の秘密その他の職務上知り得た秘密」を漏らしてはならないという[守秘義務](http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%AE%88%E7%A7%98%E7%BE%A9%E5%8B%99)が存在し、条文集１ページの二つ目に記載してある裁判員法第70条１項で定められています。

裁判員は、衆議院議員の選挙権を持つ[有権者](http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%9C%89%E6%A8%A9%E8%80%85)の中から無作為に抽出して選ばれます。ただし、国会議員や大学の法律学の教授など就職禁止事由のある人や、心身の故障や禁錮以上の刑に処せられた人などの欠格事由がある場合、事件に関連する不適格事由のある人など裁判員になることができない人もいます。(裁判員法第14,15,17,18条)

選任手続きとしては、始めに最高裁が裁判員候補者名簿を作成し、事件ごとにくじで候補者が選ばれます。選ばれた候補者には、裁判の6～8週間前に呼び出し状が送付され、裁判の当日に裁判員となる人を決定します。

基本的に辞退はできませんが、70歳以上の人や地方公共団体の議会の議員、学生など、以下に挙げたような場合には辞退が認められることもあります。これは条文集の三つ目の裁判員法第16条に記載されています。

レジュメの次のページを見て下さい。裁判員裁判の対象となる事件は、条文集4つ目の裁判員法第2条1項で定められているように殺人や強盗致死傷など、以下に記したような法定合議事件です。ただし、そこに書かれている覚せい剤取り締法違反については、裁判員裁判の対象とならない場合もありますので、申し訳ありませんが消しておいてください。

次に裁判員裁判の流れについて少しお話ししたいと思います。

まず公判の前に裁判官、検事、弁護士だけで公判前整理手続きが行われます。裁判を職業としない一般の国民に裁判に参加してもらうためには集中的な審理を短期間に、しかも計画的に行う必要があります。

それは審理期間が長期になれば裁判員の本来の職業や家庭等に多大な影響を及ぼし、出頭困難な事態を生じる可能性を高め、また従来の裁判のように審理と審理の間が開けば、前に取り調べした証拠に関する記憶が薄れ、職業裁判官のようにその都度証拠を精査し直すようなことを求めることも出来ず判断者としての実質的関与が困難になるためです。

　このような理由から充実した迅速な裁判が不可欠であるため裁判員制度対象事件については公判前整理手続を付さなければならないとしており、公判前整理手続は証拠開示の拡充を図ることにより、両当事者の主張を尽くさせ争点を確定し、公判で取り調べる証拠を決定し、明確な審理計画を立てるための手続きであるといえます。

 裁判員は公判から参加し、公判では、証拠として提出された物や書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われ、裁判員から証人等に質問することもできます。

その後、裁判員と裁判官は評議・評決を行ないます。証拠に基づいて、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し（評議）、決定する（評決）ことになります。議論を尽くしても、全員一致の結論が得られない場合は、評決は多数決により行われます。基本的には単純過半数で決められますが、有罪であると判断するためには、裁判官、裁判員のそれぞれ１名以上を含む過半数の賛成が必要です（これによって有罪とならない場合は、すべて無罪になります。）。訴訟手続きに関する問題や法律の解釈については裁判官のみが判断しますが、有罪・無罪の判断と刑罰の解釈については、裁判員は裁判官と対等な権限を持っています。

そして評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決の宣告をします。 裁判員としての仕事は、判決の宣告により終了することになります。

次に、裁判員制度がどのように導入されたのか、なぜ導入されたのかについて少しお話ししたいと思います。裁判員制度は、2001年に司法制度改革の一環として、裁判を国民にとってわかりやすく身近なものとし、国民の司法に対する理解と信頼をより深めることを目的として導入が提言されました。

司法制度改革とは、[1999年](http://ja.wikipedia.org/wiki/1999%E5%B9%B4)以来行われている[司法](http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%8F%B8%E6%B3%95)制度全般に関する[改革](http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%94%B9%E9%9D%A9)で、[裁判](http://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%A3%81%E5%88%A4)制度や国民への司法サービスの提供、[法曹](http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%B3%95%E6%9B%B9)養成制度など多岐にわたります。従来の日本の司法制度は裁判期間の長さや裁判所の行政よりのスタンスなどの要因により、国家が国民に十分な法的解決を供給していなかったと言われており、国民への十分な司法サービスを提供するために、裁判の効率化や法曹界の人員の拡充などが必要とされ、広汎に行なわれるようになったものです。そして裁判員制度・刑事検討会で内容等が検討された後、2004年に裁判員法が制定され、2009年5月に施行され、現在に至っています。

**新聞記事**

滝本さんは裁判員制度の概要などを発表してくれました。

私は裁判員制度を導入して１年経過し、その運用された実態を証明するために新聞記事を簡単に私見も加えて説明したいと思います。

まず最初の記事ですが、２００９年１０月１８日の記事です。この日までに裁判員裁判は３０件行われ、そのうちの実刑判決２５件は、従来の裁判官だけの裁判の｛量刑相場｝である「求刑の八掛け」と変わりませんでした。

次の記事は２００９年１２月２１日の記事です。ここでも実刑判決は平均「求刑の８掛け」でした。資料集の１３ページを見てください。この図１４に裁判員裁判の実態を載せました。これの見方は一番上の東京と書いてあるところを例とすると、そこから横に見て、この東京地裁では裁判員６名中５人が女性で１名は男性、求刑懲役１６年のところ判決が１５年という感じです。その下の埼玉地裁では裁判員全員が男性で、求刑懲役６年のところ判決が懲役４年６月ということです。先ほどの新聞記事に戻りますが、平均「求刑の８掛け」ですが、この平均というところが重要です。

従来の裁判官だけの裁判で実刑判決は求刑の８０～７０％に集中していました。しかし、裁判員裁判では求刑通りもあったり、逆に求刑の半分というように幅があります。つまり、｛量刑相場｝という色眼鏡が無く、民意が反映できるのだと思います。資料集の１６ページには量刑判断をした女性のインタビュー記事、その次のページには裁判員経験者のインタビューがありますので、後で読んでみてください。

ここで、どのような事件が求刑通りなどより重い判決が出るのかといわれると、特に性犯罪が顕著です。６ページの「初の求刑上回る判決　さいたま地裁わいせつ致傷｛再犯可能性高い｝」という記事を見てください。

これは２０１０年５月２０日の記事です。この事件では求刑を上回る判決が出ました。少し内容を読みたいと思います。

「女性にわいせつな行為をしてけがを負わせたとして、強制わいせつ致傷罪に問われた被告の裁判員裁判で、さいたま地裁は懲役８年（求刑懲役７年）を言い渡した。裁判員裁判で、判決が検察側の求刑を上回る量刑は初めて。裁判長は判決理由で、同種犯罪の前科が４件あることに言及し「常習性が顕著で、再犯の可能性は非常に高い」と指摘。「２度とやらない」とする被告の反省態度について「過去の裁判でも同じことを言っており、社会復帰後に言葉通り行動するか心もとない」とし、求刑を上回る判決をしました。

その次の記事は２０１０年５月２１日の記事です。これは裁判員制度が施行されてからちょうど１年たったときの記事です。これによるとやはり性犯罪の刑が重くなっているとしています。

次ページの７ページには強姦致傷事件の判決について書いてあります。少し読むと、裁判官だけの判決で最も多いのは「懲役３年超５年以下」だが、裁判員裁判では「懲役５年超７年以下」が多く、厳罰化していることをうかがわせる。さいたま地裁で、懲役７年の求刑を上回る懲役８年の判決となった事件、これは先ほどの記事の事件ですが、それも強制わいせつ致傷だった。

ここから言えるのは、裁判員裁判だから判決が軽くなるという反対意見も聞きますが、むしろ性犯罪では民意を反映し、厳罰化傾向にあります。以上のことは裁判員裁判の有用性を表していると言えます。

**裁判員制度の違憲論とそれに対する反論**

裁判に民意をとりいれることは裁判を不公平なものにする。つまり公平な裁判所における裁判を受ける権利を侵害することになるので違憲である。

この場合問題となるのは、裁判員法によって、合議体による事件解決の過程の適正さが保障されているかどうかである。裁判員法には、資格要件や職種の独立の規定などがあるほか有罪無罪の決定や量刑を裁判員のみでは決められず、裁判官の違憲を含む多数決で決めることを規定している。ゆえに裁判員制度は「公平な裁判所」の機能を十分に果たしている。

裁判員制度は意に反する苦役ではないか。

裁判員となることが法律上の義務とされているのは，広く国民の参加を求めることが制度の趣旨である上，現実に多数の国民の参加を得る必要があることや，その負担の公平を図らなければならないという要請に基づくものである。

　そして，裁判員制度では，次のような措置が講じられており，裁判員となることの義務付けは，制度実施のための必要最小限のものとなっている。

○　一定のやむを得ない事情がある場合には，裁判員となることを辞退することができる制度があり，適切に義務の免除が認められるようになっている。

こうした点を考慮すれば，裁判員となることを義務付けることは，「その意に反する苦役」を強制するものではないと言えるのでなはいだろうか。

　日本国憲法は陪審制・参審制を認めるような規定を設けていない。また裁判官以外の者についての保障が規定されていないということは、裁判は裁判官のみで行うと解釈できる。よって違憲である。

→ドイツやフランスなどは憲法上明示的な規定をしていないが、参審制をとっている。つまり明文規定がないから陪審制・参審制の導入が不可能だというわけではない。裁判所法41条によって最高裁判所裁判官を非法律家のなかから任命できることが読み取れる。つまり憲法が裁判官制度について全て認めるのではなく、法律で認める余地が広く認められている。また憲法上においても、地方裁判所に関しては構成員をどうするかははっきり明記されていない。ゆえに法律で裁判員の導入を定めても直ちに違憲であるというわけではない。

裁判官が裁判員の意見をとりいれることは裁判官の独立を侵害しているのではないか。つまり裁判員制度は裁判官の独立を定めた憲法７６条３項に違反している。

裁判官の職権行使の独立性も裁判官に「唯一かつ終局的な」決定権限を付与したという意味で用いられているわけではない。例えば、裁判官のみの裁判においても、多数決によって決定されたことには裁判官は従わなければならない。その意味で「職権行使の独立」は制限を受ける。裁判員に裁判官の職権行使を制約する可能性があるかどうかが問題だが、裁判官と裁判員によって構成された合議体による事件解決が適正である場合には、国民の司法参加は違憲ではないと考えられる。

　裁判員制度は思想良心の自由を侵害するのではないか。例えば、信条により人を裁くことができないという思想をもつので、参加できないと表明した場合、裁判員を辞退することは認められるのか。

　　例えば，宗教上の教義の核心部分として「人を裁くことができない」とされている宗教の信者であり，そのために裁判員としての職務を行うことが非常に困難である場合には，辞退事由を定める政令第６号の「精神上…の重大な不利益が生ずる」場合に該当するとして，辞退が認められ得ると考えられる。　したがって，裁判員制度は直ちに思想・良心の自由を侵害するものではない。

　守秘義務を課すことは表現の自由に反するのではないか。

→評議で裁判員が自由に議論するために必要である。また被害者のみならず、裁判員のプライバシーを守ることにもつながる。

**世論について**

続いて裁判員制度の参加意向についての調査結果を簡単に説明していきますが、レジュメには「裁判員経験者についての調査結果」と書いてあるので訂正していただけるとありがたいです。また、一部説明を省略しているところもありますので、そちらも各自で読んでもらえるとありがたいです。

それでは、資料集の3ページを開いてください。図4.5は年代別の裁判員裁判への参加意向を表しています。

図4について、「参加したい」という回答と「参加してもよい」という回答を合わせて見ると分かりやすいですが、20代が最も参加意向が高く、70代以上が最も参加意向が低いことがわかります。若者の参加意向が高い理由としては、時間に余裕があることや純粋に興味があることなどが挙げられるのではないでしょうか。若者といっても会社に勤めている人もいますが、学生の参加意向が高いことが影響を及ぼしていると推測できます。70代以上の参加意向が低い理由としては、裁判所へ通うことの身体的負担などが挙げられますが、70代以上であることは辞退事由に含まれているので**辞退は可能**です。

次に、5.6ページを開いてください。共に、家族構成別の参加意向を表していますが、図7については専業主婦ベースです。2つの図を見比べてもらうと分かりますが、子どもがいる場合と介護を要する家族が居る場合の参加意向の比率はほぼ同じです。しかし、専業主婦ベースで見ると、比較的参加意向が低いことが分かり、子どもの教育や介護面で苦労することが多いようです。このような場合でも、裁判員を**辞退することは可能**です。

続いて、7ページを開いてください。これは職業別の参加意向を表しており、学生の参加意向が高いことが分かります。ということで、先程3ページの図4で、若者の参加意向が高い理由として、学生の参加意向が高いことが影響しているのだということを挙げたことは、正しいのではないかということになります。8ページの図9からは、業種別の参加意向が読み取れます。ここで特に注目したいのは、農林漁業・鉱業の職業に就いている人達の参加意向が低いことであり、一人の欠落が会社に及ぼす影響が比較的大きいためであると言えます。しかしながら、この場合も辞退事由に含まれているため**辞退は可能**です。

最後に、10ページを開いてください。図11は、裁判員制度についての情報をより多く知っている人ほど参加意向が高いということを表しています。認知項目の詳細は11.12ページに載っており、どの項目についても知っている人ほど参加意向が高いです。しかし注意が必要で、例えば3つ目の項目の「有権者は原則として誰でも選ばれる可能性がある」ということ**だけ**を知っていても参加意向が高いことを表しているとは一概には言えないです。

簡単に言うと、「有権者は原則として誰でも選ばれる可能性がある」という知識が参加意向を高めるとは言えないということです。しかし、知っているか知っていないかで参加意向の差が大きい項目のうち、4つ目の項目について**あえて**注目すると、「裁判員としての職務に法律の知識は不要である」ということを知っている人の参加意向が高いので、世間の人達は裁判員裁判において法律の知識が要るのではないかという心配をしていることが伺えます。これについては、先程発表してもらったように、裁判員制度の良い点として、法令解釈の排除が挙げられていますが、こういった情報不足も反対意見が多い理由のひとつなのではないでしょうか。

また、これまで資料を見てもらった中で、辞退事由の例が3つほど出てきたのですが、「70代以上」「教育や介護の必要がある家族が要ること」「自分が居ないと大きな損害が生じてしまう会社に勤めていること」などがあり、いずれも参加意向の低い人達なのですが、そういった人達への配慮がちゃんとなされているということにも注目をしてもらいたいです。

以上で、裁判員制度の参加意向についての説明を終わります。